

指定就労継続支援A型事業者 殿

沖縄県障害福祉課事業指導支援班
那覇市障がい福祉課企画・庶務G

利用者（障害者）及び職員（支援員等）に係る雇用調整助成金の活用について

みだしについて、新型コロナウイルス感染症の影響により、雇用調整助成金の特例が更に拡充される所です。

当該助成金は、障害者を含む労働者に対して一時的に休業等を行い、休業手当を支払った場合には対象となるものです。

指定就労継続支援A型事業者におかれましては、当該助成金制度を積極的に活用して、利用者（障害者）及び職員（支援員等）について、賃金（給与）と雇用の維持に努められますようお願いいたします。

なお、上記につきましては、「**新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第5報）**」（令和2年5月13日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）の問1でも周知されておりますので、あらためて御確認をお願いいたします。

なお、当該事務連絡は、沖縄県障害福祉課HPにも掲載しておりますことを申し添えます。

お問い合わせ先

沖縄県障害福祉課（TEL 098-866-2190）
事業指導支援班 新里、亘保

那覇市障がい福祉課（TEL 098-862-3275）
企画・庶務G 和田、川上